

固定資産税についてのお知らせ

① 固定資産税・都市計画税の課税について

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在で、法務局の登記簿又は市の固定資産課税台帳に土地、家屋、償却資産の所有者として登録されている方を納税義務者として課税させていただきます。

※年の途中で土地や家屋の所有者を変更された場合も、納税義務者は1月1日時点の所有者となります。

土地又は家屋に関する所在地・面積・評価額などといった資産に関する内容につきましては、課税明細書をご確認ください。

都市計画税は、市が指定する都市計画区域内の用途指定地域に所在する土地及び家屋が対象となります。

税率は、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.1%です。

② 昨年度に比べて税額が上がる場合

◎地目変更や農地法による農地転用があった場合

◎住宅用地の特例が適用外となった場合（居住用の住宅を取壊し、更地で使用している場合）

◎新築住宅の軽減特例期間が終了した場合

次の住宅については、軽減特例の期間が終了し、令和6年度課税より通常の税額になります。

(1) 令和2年1月2日～令和3年1月1日の間に新築された一般住宅

(2) 平成30年1月2日～平成31年1月1日の間に新築された長期優良住宅及び3階建て以上の中高層耐火住宅

③ 届出が必要な場合

次の事項に該当する場合は届出が必要になります（郵送可）。届出用紙は市税務収納課窓口又は、韮崎市ホームページよりダウンロードし、提出してください。

◎所有者死亡等で年内に相続登記が終わらない場合 ⇒ 「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」

◎納税通知書の送付先に変更がある場合 ⇒ 「送付先変更届」

◎未登記家屋の売買や相続等で所有者が変更になった場合 ⇒ 「所有者変更届」

◎家屋を取り壊した場合 ⇒ 「家屋滅失届」

④ 共有名義の固定資産について

土地や家屋を複数の方で共有している場合は、共有者全員が納税義務者（連帯納税義務者といいますが）となりますが、納税については、代表者の方をお願いしています。

また、代表者以外の連帯納税義務者の皆様にも課税の内容を明らかにするため納税通知書兼課税明細書のみ送付しています。

⑤ 相続財産の固定資産について

令和5年中に亡くなられた方の固定資産は、法定相続人全員が納税義務者（連帯納税義務者）となる相続財産に変更されますが、納税については、相続人の代表者の方をお願いしています。

法定相続人が複数名いる場合は、代表者以外の相続人の皆様にも課税内容を明らかにするため納税通知書兼課税明細書のみ送付しています。相続登記の手続きについては、土地・家屋の所在地を管轄する法務局へ申請をお願いします。

⑥ 令和6年4月1日より、相続登記の義務化が始まります。

不動産登記法等の改正により、令和6年4月1日より、相続登記が義務化されます。

相続登記に関するお問い合わせは、甲府地方方法務局韮崎出張所まで

（電話 0551-22-0370） ホームページはこちら→



課税内容についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務収納課 資産税担当 0551-22-1111 （内線156～158）

収納推進担当からのお知らせ

① 口座振替について

固定資産税の納期は年4回で、口座振替の振替日は納期限と同じ日です。

残高不足等により引落としができなかった場合は、翌10日（休業日の場合は翌営業日）に再振替をします。

なお、再振替日にも引落としができなかった場合は、督促状（納付書添付）を送付しますので、納付書での納付をお願いします。

※振替口座の新規登録、解約、変更する場合は、申請手続きが必要です。

※全期前納の登録をすると、第1期振替時に年税額全額の振替を行います。

⑨全期前納に伴う報奨金制度はありません。

⑩受付時期によっては次年度課税分からの対応となることがありますので、あらかじめご了承ください。

② 窓口での納付について

納付書裏面に記載の金融機関、市役所会計課窓口、コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行・郵便局にて納付できます。

納付書は納期毎に分かれており、納期を間違えて納付しますと、本来の納期分について督促状が発送され、督促手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

③ スマートフォン決済アプリによる納付について

QRコードをスマートフォン決済アプリで読み取ることで納付が可能です。

【対応アプリ】PayPay、d払い、au PAY、楽天ペイ、ファミペイ等

【ご利用手続き】各アプリの請求書払い等のメニューで納付書のQRコードを読み取り、表示された金額を確認し納付します。

※通信料は利用者負担となりますが、決済手数料はかかりません。

※最新の利用可能な決済アプリについては、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

⑪アプリによる納付は、領収書が発行されません。領収書が必要な方は納付書裏面に記載のある金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

詳しい納付方法は各アプリでご確認ください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

以下の場合、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付ができないことがあります。

(1) 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えている

(2) 納付期限を過ぎている

このような場合は、納付書裏面に記載の金融機関または市役所会計課窓口等での納付をお願いします。

④ 地方税お支払サイトによる納付について

「地方税お支払サイト」では、スマートフォンやパソコンから、納付書に印刷されたQRコード等を使い、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付することができます。

また、複数の納付書をまとめて1回で納付することも可能です。

詳しいご利用方法は、地方税お支払サイトのWebページをご確認ください。

地方税お支払サイト：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

⑫納付方法によっては決済手数料がかかりますのでご承知おきください。

納付方法についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務収納課 収納推進担当 0551-22-1111 内線(163~165)